

事例番号:360271

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第三部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 35 週 5 日 膣分泌物培養検査で B 群溶血性連鎖球菌 (GBS) 陰性

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 38 週 3 日

8:40 硬膜外麻酔分娩希望のため陣痛誘発目的で入院

4) 分娩経過

妊娠 38 週 3 日

9:55 オキシトシン注射液による陣痛誘発開始

11:00 陣痛開始

16:07 経膣分娩

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:38 週 3 日

(2) 出生時体重:2700g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.24、BE -8.0mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 9 点、生後 5 分 9 点

(5) 新生児蘇生:実施なし

(6) 診断等:

生後 4 日 退院

生後 17 日 哺乳不良のため受診、受診時はミルクを哺乳できる

生後 21 日 哺乳力低下、四肢硬直、チアノーゼ、無呼吸が出現、髄液および静脈

血の細菌培養検査で GBS 検出、血液検査で CRP 31.89mg/dL

(7) 頭部画像所見:

生後 48 日 頭部 MRI で多嚢胞性脳軟化症の所見

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:助産師 2 名、准看護師 3 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、GBS 感染症により細菌性髄膜炎を発症したことであると考える。

(2) GBS の感染時期および感染経路は不明である。

3. 臨床経過に関する医学的評価 (2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

(1) 妊娠中の管理は一般的である。

(2) 妊娠 35 週 5 日に膣分泌物培養検査を実施したことは一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 38 週 3 日に、硬膜外麻酔分娩希望のため分娩誘発したことは一般的である。

(2) 入院後、オキシシリン注射液投与開始前に分娩監視装置を装着したことは一般的であるが、12 分で終了したことは一般的ではない。

(3) 子宮収縮薬(オキシシリン注射液)を用いた分娩誘発の方法(オキシシリン注射液の開始時投与量、増量法)は一般的であるが、口頭でのみ説明し、文書による同意を取得していなかったことは基準を満たしていない。

(4) 「原因分析に係る質問事項および回答書」によると、オキシシリン注射液投与中に分娩監視装置の連続装着は実施されているが、音出しのみで胎児心拍数陣痛図として記録していない箇所があることは、基準を満たしていない。

(5) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

- (1) 出生後から退院までの新生児管理は一般的である。
- (2) 生後 17 日の当該分娩機関受診時の対応(哺乳不良のため受診したが、当該分娩機関ではミルク 80mL を 15 分で哺乳でき、哺乳不良の原因は乳首の位置の問題と判断したこと、筋緊張正常、大泉門平坦であることを確認し 1 週間後に体重チェックとしたこと)は一般的である。
- (3) 生後 21 日に無呼吸が持続し、チアノーゼが出現したため、蘇生を行い A 医療機関小児科に搬送したことは一般的である。また、蘇生措置として呼気吹き込み口対口鼻人工呼吸を実施したことは、緊急対応としてやむを得ない。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 子宮収縮薬(オキシシン注射液)使用中、分娩監視装置による連続モニタリングを行う際は胎児心拍数陣痛図として記録する必要がある。
- (2) 「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」に則って、子宮収縮薬(オキシシン注射液)を用いた分娩誘発を実施する際には、実施による利益と危険性について、文書による説明と同意を取得することが勧められる。
- (3) 子宮収縮薬(オキシシン注射液)投与開始前など、胎児の健常性の評価を行う際は一定時間(20 分以上)分娩監視装置を装着することが勧められる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

分娩監視装置等の医療機器については時刻合わせを定期的に行うことが望まれる。

【解説】 本事例では、実際の時刻と胎児心拍数陣痛図の印字時刻に大幅なずれがあった。徐脈の出現時刻等を確認するため、分娩監視装置等の医療機器の時刻合わせは重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

遅発型 GBS 感染症に対する疫学的調査、予防・診断・治療に関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。